

正 本

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲1ないし甲15）

令和2年（2020年）9月21日

東京地方裁判所 民事第51部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 1	履歴事項全部証明書（原告）	写し	R2. 8. 3	東京法務局 港出張所 登記官	原告の概要等 【備考】 本書証の原本は、資格証明書として裁判所に提出
甲 2	「代表者略歴」と題する書面	写し	R2	原告	原告代表取締役の略歴等
甲 3	「導入実績」と題する書面	写し	R2. 8	原告	令和2年8月時点の地方公共団体における原告が提供するサービスの導入状況等

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 4	「日本国内の「生活インフラ」として定着」と題する書面	写し	R2	LINE 株式会社	LINE 株式会社が提供するアプリケーション「LINE」の普及状況
甲 5	「eKYC による本人確認の仕様」と題する書面	写し	R2	原告	本サービスにおいて行われる eKYC による本人確認方法の概要
甲 6	「LINE による住民票の写しの交付」と題するページ	写し	R2.9.9 (プリントアウト日)	東京都渋谷区	渋谷区においては、令和 2 年 4 月 1 日より、本サービスを用いて LINE による住民票の写しの交付の請求ができることなど 【備考】 本書証は、東京都渋谷区が運用するサイト内の次のページをプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/jumin/linejumin.html
甲 7	「市川市公式 LINE アカウント」と題するページ	写し	R2.9.9 (プリントアウト日)	千葉県市川市	市川市においては、平成 31 年 3 月 19 日より、LINE による住民票の写しの交付の請求ができることなど (ただし、eKYC による本人確認方法を用いない点で本サービスとはサービスの内容が異なり、サービス提供主体も原告ではなく LINE 株式会社である点で異なる) 【備考】 本書証は、市川市が運用するサイト内の次のページをプリントアウトしたものである。 http://www.city.ichikawa.lg.jp/pla01/1111000255.html

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 8	議事概要（第 55 回 Pitch to the Minister 懇談会 “HIRAI Pitch”）	写し	R1.6 ころ	国（内閣 府）	令和元年 6 月 26 日，LINE 株式会 社（原告代表取締役も LINE 株式会 社の社員として同席）は，当時の 平井卓也情報通信技術（IT）政策 担当大臣に対し，LINE による住民 票の写しの交付の請求のサービス についてプレゼンを行っているこ となど 【備考】 本訴訟は，国（内閣府）が運用す るサイト内の次のページ内におけ る対象リンク先の PDF データをプ リントアウトしたものである。 https://www.cao.go.jp/others/soumu/pitch2m/results.html
甲 9	「電子情報処理組 織を使用して本人 から住民票の写し の交付請求を受け 付ける場合の取扱 いに係る質疑応答 について（通知）」 （総行住第 55 号）	写し	R2.4.3	総務省自治 行政局住民 制度課長	総務省自治行政局住民制度課長は 令和 2 年 4 月 3 日付けにて都道府 県及び指定都市に対して本通知を 発出したこと及びその内容 【備考】 本書証は，国（総務省）が運用す るサイト内の次のページ内におけ る対象リンク先の PDF データをプ リントアウトしたものである。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/gaiyou.html
甲 10	「総理大臣記者会 見」と題するペー ジ	写し	R2.9.9（プ リントアウト 目）	前総務大臣 高市早苗	令和 2 年 4 月 3 日，当時の総務大 臣が発言した内容 【備考】 本書証は，前総務大臣高市早苗が 運用するサイト内の次のページを プリントアウトしたものである。 https://www.sanae.gr.jp/kaiken

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					detail60.html
甲 11	「総務大臣コメントに対する渋谷区の見解につきまして」と題するページ	写し	R2.9.9（プリントアウト日）	渋谷区長 長谷部健	令和2年4月3日，当時の総務大臣の発言等を受け，渋谷区長が表明した意見の内容 【備考】 本書証は，渋谷区が運用するサイト内の次のページをプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html?news
甲 12	「住民基本台帳事務処理要領について」（抜粋）	写し	令和元年6月12日	国	本件に関わる事務処理要領の定め
甲 13	「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書」と題する報告書	写し	H19.2	住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会	住民基本台帳制度の変遷の経緯等
甲 14	「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加」と題する資料	写し	H30	国（金融庁）	平成30年11月30日付けで改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」により定められた本人確認方法の概要 【備考】 本訴訟は，国（金融庁）が運用するサイト内の次のページ内における対象リンク先のPDFデータをプリントアウトしたものである。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 15	「マネーローンダ リングに係る法令 等の改正への対応 ―主として電子本 人確認への対応に ついて―」と題す る記事（弁護士中 崎隆ほか／金融法 務事情 2108 号 28 頁以下）	写し	H31. 2	弁護士中崎 隆ほか （金融法務 事情）	平成 30 年 11 月 30 日付けで改正 された「犯罪による収益の移転防 止に関する法律施行規則」により 定められた本人確認方法の詳細

以 上